

評議員・役員報酬等及び費用弁償に関する規程（案）

社会福祉法人清湖の杜

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人清湖の杜（以下「法人」という。）定款第8条、定款第21条及び評議員選任・解任委員会運営細則第7条に基づく評議員、役員及び評議員選任・解任委員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人の事務所（法人が経営する事業の事業所を含む）を主たる勤務場所とする者をいう。ただし、当分の間、常勤役員の対象となる役員は理事長のみとする。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条による者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、**別表第1**に基づき支給する。

2 常勤役員に対しては、報酬、通勤手当及び期末手当を支給し、金額は次のとおりとする。ただし、理事長を除いて、法人の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。また、理事長が常勤役員に該当する場合は、本規程に基づく役員報酬のみを支給するものとし、法人の給与規則に基づく給与の支給は行わない。

- (1) 報酬は、**別表第2**に定める1人当たりの月額範囲内とする。
- (2) 期末手当の額は、**別表第2**に定める年額範囲内とする。
- (3) 通勤手当の額は、社会福祉法人清湖の杜給与規程による。
- (4) 退職金の支給については、評議員会において定める。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等、法人業務への出席の都度、**別表第3**に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

4 評議員選任・解任委員の報酬は日額とし、評議員選任・解任委員会等、法人業務への出席の都度、**別表第4**に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。

（報酬等の支給方法）

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、社会福祉法人清湖の杜 職員給与規程に準ずるものとする。

2 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人（死亡により退任した者の退職金にあってはその遺族。以下同じ）に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人

の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の弁償)

第5条 法人は、評議員及び役員等が、第3条第1項第1号及び第3項によるその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、社会福祉法人清湖の杜旅費規程に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。

ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成30年5月26日より施行する(ただし、別表2については、平成30年7月1日から適用する)。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (1人あたり)	年度総額上限 (1人あたり)	年間総額上限 (合計)
評議員	5,000円	100,000円	1,000,000円

別表2 常勤役員報酬

役職	報酬月額上限 (1人あたり)	年度総額上限 (1人あたり)	年間総額上限 (合計)
理事長	400,000円	10,000,000円	10,000,000円

別表3 非常勤役員報酬

役職	報酬日額 (1人あたり)	年度総額上限 (1人あたり)	年間総額上限 (合計)
理事・監事	5,000円	100,000円	1,000,000円

別表4 評議員選任・解任委員の報酬

役職	報酬日額 (1人あたり)	年度総額上限 (1人あたり)	年間総額上限 (合計)
委員	3,000円	50,000円	200,000円